## 関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1.関税定率法等の一部改正に伴い、関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 特例輸入者が申告時期の特例を受ける場合の輸入申告の方法を定めること とする。(関税法施行令第59条の3関係)
  - (2) 保税蔵置場等に係る許可の特例を受けるための承認申請手続及び当該承認を受けた者による保税蔵置場等の設置に係る届出手続等を定めることとする。(関税法施行令第41条~第44条の2及び第50条の3~第51条関係)
  - (3) 郵便事業株式会社による関税の納付に係る手続等を定めることとする。(関税法施行令第68条の2、第68条の3及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第6条の2関係)
- 2. 保税蔵置場等に係る許可の特例を受けた者が納付すべき許可手数料の軽減に係る規定の整備を行うこととする。(税関関係手数料令第2条及び第3条関係)
- 3.その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4.この政令は、平成19年10月1日から施行することとする。